

契約書別紙②

第1号訪問事業・日常生活支援総合事業

介護予防訪問介護費 基本利用料（1ヶ月あたり）

※ 1単位の単価は、地域サービスの種類により区分が決められています

武蔵村山市（6級地）の訪問介護における単価は10.42円となり、1単位10.42を総単位に乗じた物がサービス利用料になります

令和1.10.1

	介護予防サービス支援計画における1週の指定介護予防訪問介護の回数	介護度	単位	利用料				
				10割	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問型サービス(独自型)	訪問型サービス(I)	要支援1	1,172単位	12,212円	1,222円	2,443円	3,664円	
		要支援2						
	訪問型サービス(II)	要支援1	2,342単位	24,403円	2,441円	4,881円	7,321円	
		要支援2						
	訪問型サービス(III)		要支援2	3,715単位	38,710円	3,871円	7,742円	11,613円

基準緩和型①(サービスA指定型・有資格者)

利用回数	単位数
週に1回程度	214単位/回 ※1月の中で全部で4回まで
週に2回程度	217単位/回 ※1月の中で全部で8回まで
週に3回程度	229単位/回 ※1月の中で全部で12回まで

基準緩和型①(サービスA指定型・無資格者)

利用回数	単位数
週に1回程度	187単位/回 ※1月の中で全部で4回まで
週に2回程度	190単位/回 ※1月の中で全部で8回まで
週に3回程度	200単位/回 ※1月の中で全部で12回まで

※当日キャンセル料 1回 1000円 本来サービス提供する時間から15分間まで自宅前で待機します。

【その他加算】

		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規の訪問介護計画作成利用者に対して、初回月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護に同行訪問した場合。過去2カ月訪問介護の提供を受けていない場合等	+ 200	2,084円	209円	417円	626円
介護職員処遇改善加算 I	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	要件	処遇改善加算の単位数		利用料(10割分)		
	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	介護報酬総単位数×13.7% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価		
介護職員等特定職員処遇改善加算 I	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	要件	処遇改善加算の単位数		利用料(10割分)		
	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	介護報酬総単位数×6.3% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価		